

公益財団法人四国中央市スポーツ協会 全国大会参加助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、四国中央市におけるスポーツ団体育成強化事業の一環として競技スポーツのレベルアップを図るため、全国競技大会参加者に対し、公益財団法人四国中央市スポーツ協会(以下「本会」という。)が助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 助成金は、全国競技大会等(以下「全国大会」という。)で、次の各号に該当し、四国中央市在住かつ四国中央市を代表して参加する個人及び団体、又は、市外在住者で四国中央市の団体等に所属し、四国中央市を代表して参加する個人及び団体に対して、予算の範囲内で交付する。(市外の団体等に所属し、市外を代表して出場する場合は対象外とする。)

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会又はこれに加盟している競技団体が主催し、県予選において優勝又は準優勝で経た全国大会参加であること。
- (2) 主催者及び関係団体において交通費、宿泊費等が全額支給されない全国大会であること。
- (3) その他会長が認めた全国大会であること。

(助成の額)

第3条 助成金の額は、第1号及び第2号に定める額に第3号に定める人数を乗じて得た額とする。但し、1チームにかかる総額の限度額は、200,000円とする。

- (1) 開催地が北海道、東北、関東、北信越若しくは東海ブロック又は沖縄県の場合は、交通費、宿泊費(1人8,000円)の1/4の額とし、限度額を1人15,000円とする。
- (2) 開催地が近畿、中国、四国又は九州ブロックの場合は交通費、宿泊費(1人8,000円)の、1/4の額とし、限度額を1人7,000円とする。
- (3) 各種目の競技規則による指導者及び選手の数(当該全国大会開催要項に定められた人員の範囲内に限る)

(助成等の交付申請及び交付決定)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、(以下「申請者」という。)は、助成金交付申請書(第1号様式)を、全国大会参加前までに会長に提出しなければならない。

2 会長は、第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査して、助成金の交付の可否を決定し、当該申請書に助成金等交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第5条 前条第2項の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「助成対象者」という。)は、速やかに助成金交付請求書(第3号様式)により、助成金の交付請求を行わなければならない。

2 会長は、前項の規定により提出された助成金交付請求書の内容を審査し、適当であると認めるときは、その請求に基づき、助成金を交付する。

(実績報告)

第6条 助成対象者は、全国大会が終了後速やかに実績報告書(第4号様式)を会長に提出しなければならない。

(助成金の交付取消し及び返還)

第7条 会長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 不正の手段により助成金を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金交付の条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が不適当と認めたとき。

2 会長は、前項の規定により助成金の交付の決定の取り消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、当該助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(要綱の改廃)

第8条 この要綱の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公益財団法人四国中央市体育協会の移行の登記の日(平成24年6月11日)から施行する。

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。